

いじめ重大事態調査結果の公表に関するガイドライン

令和 8 年 9 月 2 4 日
利 府 町 教 育 委 員 会

1 公表に関するガイドラインについて

本ガイドラインは、いじめ防止対策推進法第28条第1項に定める重大事態が発生し、学校の設置者（教育委員会）が設置した調査委員会による調査及び学校が設置した調査委員会による調査のいずれの場合においても、文部科学省のガイドラインに則り、当該調査結果を公表するにあたり必要な事項を定めるものです。本ガイドラインは、公表の有無の決定指針を明らかにするとともに、関係者にその方針を正確に伝えることを目的とします。

2 公表の意義と目的

（1）社会全体での共有

事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに社会全体でいじめ防止を考える契機とする。

（2）再発防止の徹底

町全体で再発防止策や児童生徒の健全育成活動を促進する。

（3）透明性の確保

学校・教育委員会が事実に向き合い、公正かつ適切ないじめ防止体制を構築し、教育行政の信頼を保つ。

（4）開かれた学校づくり

地域・家庭・学校が協働して、いじめ防止に向けた風通しの良い教育環境を構築する。

3 公表にあたっての留意事項

公表にあたっては、当該事案の事実関係を解明するために聴き取り等を行った児童生徒、保護者及び教職員等（以下「関係者」という。）に対して以下の弊害が生じる可能性を十分に考慮する必要があります。

（1）当事者間の関係性構築への影響

対象児童生徒、関係児童生徒の当事者間の対立の実情が明確になることにより対象児童生徒の登校再開や立ち直り、関係児童生徒の反省や更生、当事者間の関係修復等の支障となる恐れがある。

（2）プライバシーの侵害

学校情報や生活情報の共有範囲において個人が特定され、関係者の学校や地域での生活に支障が生じる可能性がある。

（3）SNS等での二次被害

インターネット上での情報の拡散や誹謗中傷により、児童生徒の成長が阻害され、重大な人権侵害を招く懸念がある。

4 公表の判断基準

調査結果については、原則として公表するものとします。ただし、公表の公益性と弊害を総合的に判断し、公表範囲を決定しますが、以下のようなケースでは、例外的に非公表とすることがあります。

（1）対象児童生徒及び保護者が公表を望まない場合

（2）その他、個人情報保護や関係者の安全確保が極めて困難であると判断される場合

非公表とした場合においても、再発防止や行政上の説明責任の観点から、個人情報を除いた概要について、議会への報告等、適切な方法により情報共有を行うよう努めるものとする。

なお、何らかの事情により当該事案が公になった場合は、状況に応じて公表の取扱いを再検討するものとする。

5 公表の手順と方法

(1) 関係者への説明及び意向確認

公表にあたっては、公表及び公表内容について下記により説明するものです。学校が設置した委員会における調査の場合は校長が、教育委員会が設置した委員会における調査の場合は教育委員会が、それぞれ説明を行うものとします。

なお、意向確認にあたっては、本人の意向についても可能な範囲で把握するよう努めるものとします。

- ①対象児童生徒やその保護者に対して、調査結果を報告するとともに、調査結果にかかる所見をまとめた文書（所見書）を提出できることについて併せて説明し、おおそ2週間を目安として期限を設けて提出を求めるものとする。ただし、提出期限の延長等については状況に応じて判断する。
- ②対象児童生徒やその保護者に対して本ガイドラインに基づき公表方針を説明し、公表に関する意向について別途定める様式（別紙1）により確認する。
- ③関係児童生徒やその保護者に対しても公表について理解を得るよう努めるものとする。

(2) 公表版の作成と確認

- ①教育委員会は、個人情報等公開に適さないと判断した部分を除いた公表版を作成する。
- ②公表版については、必要に応じ、利府町いじめ防止対策調査委員会等に意見を聴取または確認を行うものとする。
- ③対象児童生徒やその保護者に対して公表版の確認を求め、その意向について別途定める様式（別紙2）により確認する。

(3) 公表の実施

- ①公表は、町の公式ホームページへの掲載により行う。
- ②教育委員会は対象児童生徒やその保護者の意向を確認した上で、公表に支障がないと判断した場合は速やかに公表する。
- ③対象児童生徒やその保護者が非公表とする意向の場合は、町の公式ホームページへ別途定める様式（別紙3）を公開し、それをもって調査報告書の公表に代えるものとする。ただし、何らかの理由で調査内容が外部の知り得ることとなった場合は、町の公式ホームページへ公表版を掲載する。
- ④公表期間は6か月とする。ただし、対象児童生徒や保護者から公表に対する意向に変化が生じるなどにより公表中止の申し出があった場合や、教育委員会が公表の継続が困難と判断した場合は、この限りでない。